

高齢者福祉のあらし

【令和6年度版】



高齢者支援課

❖ 高齢者福祉係 TEL：0436-23-9814
FAX：0436-24-7135

市原市役所 〒 290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1
第1庁舎 2階

TEL：0436-22-1111（代表）

※内容は条例改正等で変更になることがあります。

令和6年4月1日作成

目 次

I 在宅福祉

1 相談窓口	1
2 福祉サービス	
(1) ふれあい給食サービス	6
(2) おむつ給付	7
(3) 住宅改造	8
(4) 緊急通報装置の利用助成	10
(5) 徘徊高齢者位置探索システム利用助成	12
(6) 外国人等高齢者福祉給付金の支給	13
(7) 福祉タクシー乗車券	14
(8) 生活管理指導短期宿泊事業	15
(9) はつらつ短期人間ドック助成事業	16
(10) 住民主体の通いの場補助事業	18
(11) いちはら筋金近トレ体操	20
(12) 高齢者健康体操普及員派遣事業	22
(13) はつらつ元気ルーム	23
(14) フレイルチェック講座	24
3 その他のサービス	
(1) 成年後見制度	25
(2) 社会福祉協議会のサービス	26

(3) 各種相談窓口	28
4 地域福祉	29
5 いちはら高齢者見守りネットワーク	30
6 避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度	31
7 市原市災害電話配信サービス	31
8 介護マークの配付	32
9 高齢者あんしんカードの配布	32
10 いちはら救急医療情報キット	33
11 認知症サポーター養成講座	34
12 ちば障害者等用駐車区画利用証の交付	35
II 生きがいづくり	
1 生きがいづくり	
(1) 老人福祉センター	36
(2) 老人クラブ	38
(3) シルバー人材センター	40
2 敬老祝金の贈呈	40
3 その他のサービス	
(1) 千葉県生涯大学校	41
(2) 教育委員会実施事業	41
III 施設等への入所	
1 養護老人ホーム	42

2	その他の施設.....	44
(1)	軽費老人ホーム.....	44
(2)	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）.....	46
(3)	老人保健施設（介護老人保健施設）.....	47
(4)	有料老人ホーム.....	48
(5)	サービス付き高齢者向け住宅.....	49
IV	介護保険サービス	
	介護保険サービス.....	49
V	その他の福祉助成	
	高齢者の肺炎球菌感染症予防接種.....	50

I 在宅福祉

1 相談窓口

■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、高齢者の皆さんが住みなれた地域で自立した生活を継続できるよう、サポートしていきます。

こんなことが相談できます！

- ◆近所の高齢者サークルを知りたい
- ◆近所に住む高齢者が、最近閉じこもり気味で心配
- ◆引っ越してきたばかりなので、友人を作りたい
- ◆介護保険サービス事業者に不満があるが、どうしたらよいか など

介護や健康について

- ・介護予防のケアプランを作ってもらいたい
- ・介護予防についての相談をしたい
- ・体調が悪く、寝たきりへの不安がある
- ・今の健康を維持したい
- ・介護保険を利用したいが、介護保険の申請に行けない など

権利を守ることについて

- ・いけないとわかっているにもかかわらず虐待をしてしまう
- ・虐待にあっている高齢者を知っているが、どうすればよいか
- ・振り込め詐欺の被害にあってしまった
- ・財産の管理に自信がない
- ・暴力や暴言を受けている など

高齢者の皆さんはもちろん、そのご家族、高齢者の近所のみなさんもお相談いただけます。困ったこと、心配なことなどささいな事でもご相談ください。

■地域包括支援センター（地区福祉総合相談センター）一覧

お住まいの地域によって担当となる地域包括支援センターが異なりますので、4～5ページの逆引きをご参照ください。

名 称	所在地	TEL・FAX	担当圏域
市原市地域包括支援センター しおみ	青柳524-1	TEL：0436-26-5151 FAX：0436-26-5171	姉崎 千種一部 五井西
市原市地域包括支援センター たいよう	有秋台東2-3 有秋プラザ	TEL：0436-63-4016 FAX：0436-63-4017	青葉台 有秋 千種一部 五井南
市原市地域包括支援センター ごい	五井5155	TEL：0436-25-5111 FAX：0436-25-5110	五井東
市原市地域包括支援センター こくぶんじ台	西国分寺台 2-15-9	TEL：0436-37-3232 FAX：0436-67-1601	国分寺台
市原市地域包括支援センター ふるさと	能満 2073-25	TEL：0436-75-2005 FAX：0436-74-3535	市原北 市原西
市原市地域包括支援センター ・たつみ	辰巳台東 5-7-6	TEL：0436-75-6633 FAX：0436-75-7733	市原東 辰巳台
市原市地域包括支援センター 市津・ちはら台	潤井戸 1362-3	TEL：0436-67-1520 FAX：0436-67-1521	市津 ちはら台
市原市地域包括支援センター ひまわり	二日市場 774-1	TEL：0436-37-7222 FAX：0436-36-7667	三和 南総北
市原市地域包括支援センター トータス	鶴舞733-2	TEL：0436-50-6262 FAX：0436-88-2010	南総西 南総東 加茂
福祉総合相談センター※ (基幹型地域包括支援センター)	国分寺台中央 1-1-1 (共生社会推進課内)	TEL：0436-23-7252 FAX：0436-24-7135	

※ 地域包括支援センターの総合調整や後方支援を行います。

※ 介護や福祉、医療などに関する相談等もお受けします。ご相談の内容によって、各圏域を担当する地域包括支援センターをご案内する場合があります。

■福祉総合相談センター

様々な福祉の相談をお受けして、適切な支援機関につなぐほか、複雑なお悩みや困りごとにも、関係機関と連携して対応します。上記の地域包括支援センターは、地区ごとの福祉総合相談の窓口となります。どこに相談したらよいか迷ったら、下記までご連絡ください。（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

福祉総合相談センター	市原市役所第1庁舎2階 共生社会推進課内 TEL：0436-23-7252 FAX：0436-24-7135
------------	---

■日常生活圏域の区分（次ページに逆引きがあります）

圏域名	大字
姉崎	姉崎（一部※）、姉崎東1～3丁目、姉崎西1～3丁目、椎津（一部※）、畑木、姉崎海岸
青葉台	青葉台1～8丁目、姉崎（一部※）
有秋	椎津（一部※）、片又木、迎田、不入斗、豊成、立野、深城、有秋台東1～3丁目、有秋台西1～2丁目、天羽田、桜台1～4丁目、泉台1～5丁目、椎の木台1～2丁目
市原北	八幡、八幡浦1～2丁目、旭五所、東五所、西五所、五所、八幡海岸通、八幡北町1～3丁目、八幡石塚1～2丁目
千種	今津朝山、白塚、柏原、千種1～7丁目、千種海岸、青柳、松ヶ島、青柳北1～4丁目、松ヶ島西1丁目、松ヶ島1～2丁目、青柳緑地、松ヶ島緑地、青柳1～3丁目、島野（一部）
市原東	山木、菊間、大厩、古市場、草刈、若宮1～7丁目、中西町、茂呂町
市原西	西野谷、市原、門前、郡本、山田橋、藤井、能満、郡本1～6丁目、門前1～2丁目、藤井1～4丁目
五井西	五井南海岸、岩崎、玉前、出津、飯沼、五井西1～7丁目、岩崎西1丁目、岩崎1～2丁目、玉前西1～3丁目、玉前緑地、出津西1丁目、岩崎緑地
五井南	島野（一部）、野毛、廿五里、町田、海保、今富、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原
五井東	五井海岸、岩野見、平田、五井、五井東1～3丁目、五井中央東1～2丁目、五井中央西1～3丁目、五井金杉1～4丁目、君塚、君塚1～5丁目、白金町1～6丁目、更級1～5丁目、五井中央南1丁目
国分寺台	村上、西広、惣社、加茂、根田、北国分寺台1～5丁目、西国分寺台1～2丁目、加茂1～2丁目、根田1～4丁目、惣社1～5丁目、諏訪1～2丁目、西広1～6丁目、南国分寺台1～5丁目、東国分寺台1～5丁目、国分寺台中央1～7丁目、山田橋1～3丁目
辰巳台	辰巳台東1～5丁目、辰巳台西1～5丁目
三和	海土有木、相川、大坪、山倉、福増、松崎、磯ヶ谷、山田、二日市場、土宇、櫃狭、新堀、武士、川在、新巻、大桶、権現堂、糸久、新生、浅井小向、安須、高坂、分目、宮原、光風台1～5丁目
市津	金剛地、奈良、古都辺、東国吉、高倉、瀬又、中野、高田、押沼、番場、永吉、潤井戸、うるいど南1～7丁目、下野、久々津、喜多、滝口、大作、葉木、犬成、勝間、小田部、荻作、神崎、山之郷飛地、板倉
ちはら台	ちはら台東1～9丁目、ちはら台西1～6丁目、ちはら台南1～6丁目
南総北	上原、馬立、上高根、中高根、風戸
南総西	栢橋、南岩崎、寺谷、牛久、奉免、妙香、中、佐是、西国吉、皆吉、金沢、大蔵、藪、岩
南総東	石川、米沢、真ヶ谷、安久谷、原田、江子田、奥野、堀越、宿、島田、市場、水沢、鶴舞、田尾、池和田、矢田、下矢田、山小川、平蔵、米原、小草畑
加茂	高滝、養老、本郷、大和田、久保、外部田、駒込、山口、不入、古敷谷、小谷田、吉沢、新井、飯給、大戸、平野、万田野、柿木台、徳氏、田淵、田淵旧日竹、月出、大久保、石塚、菅野、月崎、国本、柳川、折津、石神、朝生原、戸面

※「姉崎」、「椎津」はお住まいの番地により、担当の地域包括支援センターが異なります。

詳しくは「しおみ」または「たいよう」にお問い合わせください。

■地域包括支援センター 逆引き

あ	地名	包括名	お	大桶	ひまわり		国分寺台中央	こくぶんじ台		
	相川	ひまわり		大久保	トータス		国本	トータス		
	青葉台	たいよう		大蔵	トータス		古敷谷	トータス		
	青柳	しおみ		大作	市津・ちはら台		五所	ふるさと		
	青柳北	しおみ		大坪	ひまわり		古都辺	市津・ちはら台		
	青柳緑地	しおみ		大戸	トータス		駒込	トータス		
	安久谷	トータス		大厩	たつみ		小谷田	トータス		
	浅井小向	ひまわり		大和田	トータス		権現堂	ひまわり		
	旭五所	ふるさと		荻作	市津・ちはら台		金剛地	市津・ちはら台		
	安須	ひまわり		奥野	トータス		さ	西広	こくぶんじ台	
	朝生原	トータス		押沼	市津・ちはら台		桜台	たいよう		
	姉崎※	しおみ		小田部	市津・ちはら台		佐是	トータス		
	姉崎※	たいよう		折津	トータス		更級	ごい		
	姉崎海岸	しおみ		か	海保		たいよう	し	椎津 ※	しおみ
	姉崎西	しおみ		柿木台	トータス		榎津 ※	たいよう	椎津 ※	たいよう
	姉崎東	しおみ		風戸	ひまわり		椎の木台	たいよう	椎の木台	たいよう
	海土有木	ひまわり		柏原	しおみ		島田	トータス	島田	トータス
	天羽田	たいよう		神代	たいよう		島野	たいよう	島野	たいよう
	新井	トータス		片又木	たいよう		下野	市津・ちはら台	下野	市津・ちはら台
	新生	ひまわり		勝間	市津・ちはら台		下矢田	トータス	下矢田	トータス
新巻	ひまわり	金沢	トータス	十五沢	たいよう	十五沢	たいよう			
い	飯沼	しおみ	上高根	ひまわり	宿	トータス	宿	トータス		
	池和田	トータス	加茂	こくぶんじ台	白塚	しおみ	白塚	しおみ		
	石川	トータス	栢橋	トータス	白金町	ごい	白金町	ごい		
	石神	トータス	川在	ひまわり	真ヶ谷	トータス	真ヶ谷	トータス		
	石塚	トータス	神崎	市津・ちはら台	す	菅野	トータス	菅野	トータス	
	泉台	たいよう	き	菊間	たつみ	諏訪	こくぶんじ台	諏訪	こくぶんじ台	
	磯ヶ谷	ひまわり	喜多	市津・ちはら台	せ	瀬又	市津・ちはら台	瀬又	市津・ちはら台	
	板倉	市津・ちはら台	北国分寺台	こくぶんじ台	そ	惣社	こくぶんじ台	惣社	こくぶんじ台	
	飯給	トータス	吉沢	トータス	た	高倉	市津・ちはら台	高倉	市津・ちはら台	
	市原	ふるさと	君塚	ごい	高滝	トータス	高滝	トータス		
	市場	トータス	く	久々津	市津・ちはら台	高田	市津・ちはら台	高田	市津・ちはら台	
	糸久	ひまわり	草刈	たつみ	滝口	市津・ちはら台	滝口	市津・ちはら台		
	犬成	市津・ちはら台	久保	トータス	武士	ひまわり	武士	ひまわり		
	今津朝山	しおみ	こ	五井	ごい	辰巳台西	たつみ	辰巳台西	たつみ	
	今富	たいよう	五井金杉	ごい	辰巳台東	たつみ	辰巳台東	たつみ		
	不入斗	たいよう	五井中央西	ごい	立野	たいよう	立野	たいよう		
	岩	トータス	五井中央東	ごい	田尾	トータス	田尾	トータス		
	岩崎	しおみ	五井中央南	ごい	田淵	トータス	田淵	トータス		
	岩崎西	しおみ	五井西	しおみ	田淵旧日竹	トータス	田淵旧日竹	トータス		
	岩崎緑地	しおみ	五井東	ごい	玉前	しおみ	玉前	しおみ		
岩野見	ごい	五井海岸	ごい	玉前西	しおみ	玉前西	しおみ			
う	上原	ひまわり	五井南海岸	しおみ	ち	千種	しおみ	千種	しおみ	
	牛久	トータス	高坂	ひまわり	千種海岸	しおみ	千種海岸	しおみ		
	馬立	ひまわり	光風台	ひまわり	ちはら台西	市津・ちはら台	ちはら台西	市津・ちはら台		
	潤井戸	市津・ちはら台	小折	たいよう	ちはら台東	市津・ちはら台	ちはら台東	市津・ちはら台		
	うるいど南	市津・ちはら台	郡本	ふるさと	ちはら台南	市津・ちはら台	ちはら台南	市津・ちはら台		
え	江子田	トータス	小草畑	トータス						

つ	廿五里	たいよう
	月崎	トータス
	月出	トータス
	土宇	ひまわり
	鶴舞	トータス
て	出津	しおみ
	出津西	しおみ
	寺谷	トータス
と	徳氏	トータス
	戸面	トータス
	外部田	トータス
	豊成	たいよう
な	中	トータス
	中高根	ひまわり
	中西町	たつみ
	中野	市津・ちはら台
	永吉	市津・ちはら台
	奈良	市津・ちはら台
に	新堀	ひまわり
	西国吉	トータス
	西国分寺台	こくぶんじ台
	西五所	ふるさと
	西野	たいよう
	西野谷	ふるさと
ね	根田	こくぶんじ台
の	能満	ふるさと
	野毛	たいよう
は	葉木	市津・ちはら台
	畑木	しおみ
	原田	トータス
	番場	市津・ちはら台
ひ	東国吉	市津・ちはら台
	東国分寺台	こくぶんじ台
	東五所	ふるさと
	引田	たいよう
	櫃狭	ひまわり
	平田	ごい
	平野	トータス
ふ	深城	たいよう
	福増	ひまわり
	藤井	ふるさと
	二日市場	ひまわり
	不入	トータス
	古市場	たつみ
へ	平蔵	トータス
ほ	奉免	トータス
	堀越	トータス
	本郷	トータス
ま	町田	たいよう
	松ヶ島	しおみ
	松ヶ島西	しおみ

	松ヶ島緑地	しおみ
	松崎	ひまわり
	万田野	トータス
み	水沢	トータス
	南岩崎	トータス
	南国分寺台	こくぶんじ台
	皆吉	トータス
	宮原	ひまわり
	妙香	トータス
む	迎田	たいよう
	村上	こくぶんじ台
も	茂呂町	たつみ
	門前	ふるさと
や	矢田	トータス
	柳川	トータス
	柳原	たいよう
	藪	トータス
	山木	たつみ
	山倉	ひまわり
	山口	トータス
	山小川	トータス
	山田	ひまわり
	山田橋	ふるさと
	山田橋(1~3丁目)	こくぶんじ台
	山之郷飛地	市津・ちはら台
	八幡	ふるさと
	八幡石塚	ふるさと
八幡浦	ふるさと	
八幡海岸通	ふるさと	
八幡北町	ふるさと	
ゆ	有秋台西	たいよう
	有秋台東	たいよう
よ	養老	トータス
	米沢	トータス
	米原	トータス
わ	若宮	たつみ
	分目	ひまわり

※「姉崎」、「椎津」はお住まいの番地により、担当の地域包括支援センターが異なります。

詳しくは、「しおみ」または「たいよう」にお問い合わせください。

2 福祉サービス

(1) ふれあい給食サービス

定期的に栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、配達時に安否確認を行うサービスです。

【対象となる方】

在宅で調理困難、かつ次のいずれかに該当する方

- ① 満65歳以上でひとり暮らしの方
 - ② 満65歳以上の方のみで生活している世帯
 - ③ 障がい者でひとり暮らしの方
 - ④ 障がい者の方のみで生活している世帯
 - ⑤ 満65歳以上の方と障がい者の方のみで生活している世帯
- ※ 同じ敷地内に65歳未満の方が生活している場合は、住民票上の世帯が別であっても対象外となります。

【利用日】

月曜日から金曜日（国民の祝日、お盆及び年末年始は除きます。）

【利用回数】

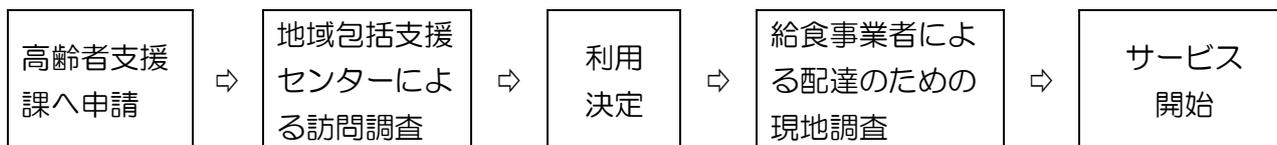
1日1食（夕食のみ）で週5日まで

- ※ 他に食事が提供されるサービス（ヘルパー、デイサービス等）が利用できる曜日は除きます。

【利用者負担額】

1食あたり400円（食材費として）

【サービス利用までの手順】



※ 主食は米飯またはおかゆが選べます。

※ 副食は普通食・きざみ食・ムース食から選べます。

【問い合わせ】

- ◆ 各地域包括支援センター TEL：2ページ参照
- ◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：0436-23-9814（直通）
- ◆ 障がい者支援課

(2) おむつ給付

在宅で介護を受けているおむつの利用が必要な方に、紙おむつ及び尿取りパッドを給付限度額以内で給付します。

【対象となる方】

以下のすべての要件を満たす方

- ① 満 65 歳以上で市原市に住所を有し、市内で在宅介護を受けている方
- ② 要介護 1～5 の認定を受けており、常時おむつの利用が必要な方
- ③ 次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する方
 - (ア) 市県民税が非課税の世帯に属する方（本人の市原市における介護保険料所得段階区分が第 1～3 段階である方）
 - (イ) 身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- ④ 生活保護法による保護を受けていない方
- ⑤ 介護保険料を滞納していない方

【給付内容】

1 か月当たりの給付限度額以内（5,000 円）でおむつを支給します。

【給付方法】

「市原市在宅高齢者おむつ給付事業商品カタログ」から登録事業者を選択し、その事業者の取り扱い商品から配達してほしい品物を選んでください。毎月 1 回、対象者宅に選択した事業者が直接おむつをお届けします。

- ※ 給付限度額を超えておむつを購入することは可能ですが、超過部分の金額は自己負担となります。
- ※ おむつ給付登録事業者及び商品カタログは、高齢者支援課窓口または市ウェブサイトで確認できます。

【サービス利用までの手順】



- ※ 申請の前に登録事業者とおむつの内容を決め、選択した事業者へ直接電話で連絡してください。（おむつの特徴や、何を選べばいいかわからない場合等も事業者へご連絡ください。）
- ※ 申請の際は「申請書」を高齢者支援課に直接または郵送にてご提出ください。毎月 20 日締めで翌月から給付を開始します。（20 日が休日の場合、前開庁日締め切り）

【問い合わせ】

- ◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：0436-23-9814（直通）
- ※ 65 歳未満で在宅障がい者の方は、障がい者支援課 給付係（TEL:0436-23-9815）へお問い合わせください。

(3) 住宅改造

高齢者等の自立を促し、介護に適した環境づくりをするために、住宅を改造する費用について助成します。

【対象となる方】

下記の(1)(2)(3)のすべての条件を満たす方

(1) 市内に居住しており、次の(ア)または(イ)に該当する方

(ア) 高齢者 満65歳以上で要介護3～5の認定を受けた方

(イ) 障がい者 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が次のいずれかに該当する方

- ◆ 下肢機能障害 1級または2級
- ◆ 体幹機能障害 1級または2級
- ◆ 視覚障害 1級または2級

(2) 収入による条件として、同居している家族のうち最多収入者の当該年度分の市民税(4月から6月までに申請する場合は前年度分の市民税)の所得割額が16万円未満であること。

(3) 対象者及び同居している家族全員が市税を滞納していないこと。

【対象工事】

対象となる工事	対象とならない工事
玄関、台所、廊下、居室、等の改造	介護保険法の「住宅改修」に該当する工事 (手すりの取り付け、和式便器から洋式便器への交換、段差の解消等)
簡易移し替え機、便座昇降機、風呂昇降機、段差解消機、階段昇降機の設置	

※ いずれの工事も、日常生活を営むのに支障があり、住宅の改造が必要と認められる場合に対象となります。

※ 次の場合は、助成の対象にはなりません。

- ① 住宅の新築、全面改築または増築に伴い行われる改造
- ② 助成の申請手続き前に着手または完了している改造
- ③ 前回の住宅改造費助成金の交付の日から3年を経過する前に行われる改造(2回目以降の申請の場合)

【助成額】

助成の対象となる工事に要する費用の2分の1(1,000円未満の端数は切り捨て)ですが、限度額があります。

対象者及び同居している家族全員が市民税非課税の場合は限度額50万円、その他の場合は限度額30万円です。

助成金は工事完了後、市が完成を確認した後に、あらかじめ指定していただく金融機関にお振込みいたします。

【必要な書類】

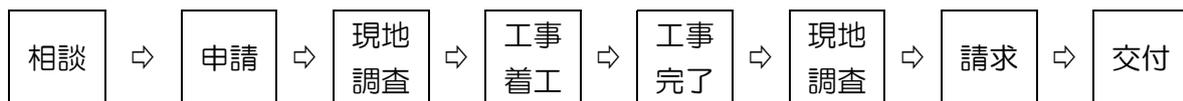
(1) 申込時に提出していただくもの

- ◆ 申請書（高齢者支援課または障がい者支援課に備え付け）
- ◆ 対象者及び同居家族全員の市民税課税（非課税）証明書、完納証明書
（市民税の課税状況や市税の納付状況について、市長が確認することへの同意書でも可）
- ◆ 改造費用の見積書（材料費や工賃等がわかるように作成してください）
- ◆ 図面（住宅改造の設計図 ※改造前と改造後がわかるように表示）
- ◆ 工事前の写真（改造する箇所の写真）
- ◆ 工程表（工事の開始予定から終了まで）
- ◆ 住宅改造承諾書（借家の方は提出※住宅の所有者または管理者の承諾が必要）

(2) 工事完了後に提出していただくもの

- ◆ 完了報告書（高齢者支援課または障がい者支援課に備え付け）
- ◆ 助成金交付請求書（高齢者支援課または障がい者支援課に備え付け）
- ◆ 工事後の写真（改造した箇所を改造部分がわかるように全て写す）
- ◆ 領収書（改造を行った業者に工事代を支払った際の領収書）

【手続きの流れ】



【問い合わせ】

- ◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL : 0436-23-9814(直通)
- ◆ 障がい者支援課 給付係 TEL : 0436-23-9815(直通)

(4) 緊急通報装置の利用助成

「急病」や「事故」が起こったとき、ご近所や親族との連絡を助ける緊急通報装置の利用の契約を市が指定する事業者と行った場合、月額利用料の一部を助成します。

【対象となる方】

市原市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている方のうち、次の各号のいずれかに該当する方。ただし、同一敷地内に次の各号のいずれにも該当しない親族が居住している場合は、除く。

- ① 65歳以上の者だけで常時生活している方
- ② 身体障害者手帳1級又は2級所持者であり、かつ、市町村民税（4月から6月に申請する場合は、前年度分の市町村民税）が非課税である者だけで常時生活している方
- ③ 上記①、②に該当する方だけで常時生活している方
- ④ 上記①、②、③のほか、本人、親族等との関係や医療、介護、住居の状況等、
個

別の事情を総合的に勘案して必要性及び緊急性があると認められる方

【月額利用料・助成額・利用者負担額】

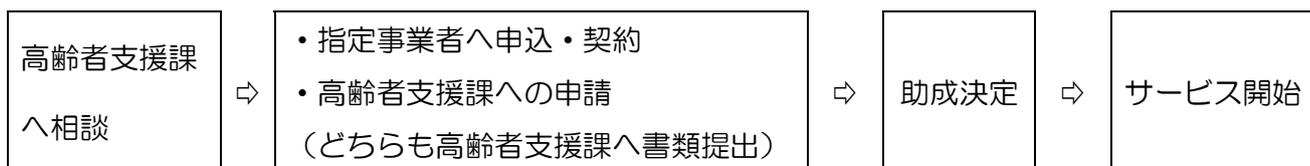
月額利用料	利用者の区分	助成率	助成額	利用者負担額
3,300円	介護保険料所得段階区分が第1～3段階の人	7/8	2,880円	420円
	介護保険料所得段階区分が第4～13段階の人	1/2	1,650円	1,650円
	65歳未満で身体障がい者手帳1・2級を持っている人（非課税世帯）	7/8	2,880円	420円
	介護保険料の減免を受けている者又はこれに準ずると市長が認める障害者である場合	全額	3,300円 （全額補助）	なし

※ 助成額に10円未満の端数が出た場合は、切り捨てとなります。

※ 固定型の緊急通報装置をご利用の場合は、設置費用（11,000円）は利用者の負担になります。

※ 携帯型の緊急通報装置をご利用の場合は、設置費用はかかりません。

【サービス利用までの手順】



※ この事業は助成事業ですので、利用される方は市の指定する事業者と装置利用に関する契約（または申込）をしていただく必要があります。

※ 指定事業者の紹介や利用者の自己負担額及び助成申請の方法については、高齢者支援課に資料がありますので、必ず契約（申込）の前にご相談ください。

【指定事業者】

AL SOKあんしんケアサポート株式会社 TEL : 03-3773-2021

【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL : 0436-23-9814 (直通)

(5) 徘徊高齢者位置探索システム利用助成

徘徊高齢者を抱える家族への支援として、対象高齢者に市が指定する事業者の機器端末（GPS：全地球測位システム）を携帯させる場合、その費用の一部を助成します。

【対象となる方】

認知症による徘徊行動のおそれがある満65歳以上の在宅高齢者を介護している方であり、本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている方

【利用方法】

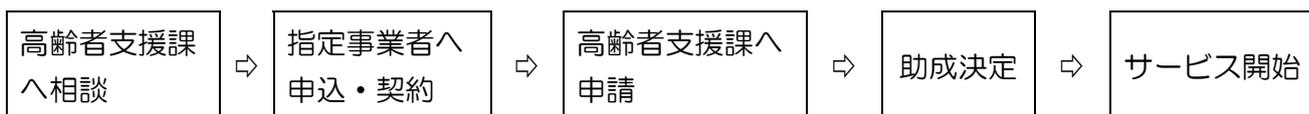
機器端末を携帯する対象高齢者の所在が不明となった場合、家族から事業者への依頼により、事業者が対象高齢者の所在地を探索し、家族へ情報提供します。

【利用に係る費用・助成額・利用者負担額】

利用に係る費用		助成額	利用者負担額
初期費用 （位置探索システムの利用開始に伴う申込及び登録に係る費用）	11,440円	11,440円	なし
月額利用料 （情報端末機の使用及び情報取得にかかる費用）	月額 2,530円	月額 1,680円 （月額利用料の3分の2）	月額 850円

※ 助成額に10円未満の端数が出た場合は、切り捨てとなります。

【サービス利用までの手順】



※ この事業は助成事業ですので、利用される方は事前に市の指定する事業者と機器利用に関する契約（または申込）をしていただく必要があります。

※ 指定事業者の紹介や利用者の自己負担額及び助成申請の方法については、高齢者支援課に資料がありますので、必ず契約（申込）の前にご相談ください。

【指定事業者】

セコム株式会社 TEL：0436-22-8218（市原営業所）

【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：0436-23-9814（直通）

(6) 外国人等高齢者福祉給付金の支給

国民年金等の公的年金の受給資格を得ることができない外国人等の高齢者に、福祉給付金を支給いたします。

【対象となる方】

本市に住民登録後1年が経過し、公的年金の受給資格を取得することができない方で、次のいずれかに該当する方

- ① 大正15年4月1日以前に生まれ、昭和41年4月1日前から日本国内で外国人登録をしていた方
- ② 明治44年4月1日以前に生まれ、70歳に達した日以後に日本国籍を取得した方
- ③ 明治44年4月2日から大正15年4月1日までの間に生まれ、昭和41年4月1日前から日本国内において外国人登録していた方で、同日以後に日本国籍を取得した方
- ④ 明治44年4月2日から大正15年4月1日までの間に生まれ、昭和41年4月1日以後に国外から転入した方

※ ただし、次に該当する方は受給できません。

- ① 生活保護を受けている方
- ② 養護老人ホームに入所している方
- ③ 特別障害者手当の支給を受けている方
- ④ 福祉手当（本人分）を受けている方
- ⑤ 他の地方公共団体から同種の給付を受けている方
- ⑥ 前年（1月から6月までに申請する場合には前々年）の所得が市で定める額を超える方

【支給額】

月額 5,000円（4月と10月に前月分までを支給）

【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL : 0436-23-9814 (直通)

(7) 福祉タクシー乗車券

ねたきり高齢者等が通院などで、福祉タクシー協力事業者として登録しているタクシーを利用した場合には利用料金の一部を助成します。

【対象となる方】

次のいずれかに該当し、市原市に住所を有する方

- ① 身体障がい者(児)で1・2級(障がい部位を問わず)、または下肢・体幹・移動・視覚・じん臓(人工透析療法を受けている方に限る)のいずれかの障がいにより3級の手帳の交付を受けた方
- ② 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ③ 療育手帳A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2の所持者又は重度知的障がい者(児)である旨の判定を受けた方
- ④ 65歳以上でねたきりの状態にある在宅の方(高齢者支援課で利用決定を受けた方 以下※参照)

【助成内容】

《助成額》 上限額800円(1回の乗車につき1枚のみ使用可能)

※800円未満の場合は、その金額が助成されます。

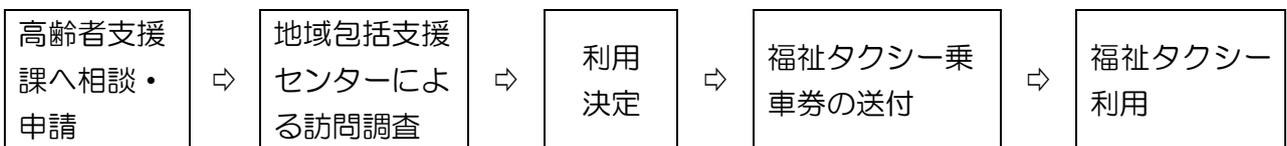
《利用限度枚数》年間100枚(身体障害者手帳に、じん臓機能障害の記載があり、人工透析療法を受けている方は250枚)

【問い合わせ】

◆ 障がい者支援課 給付係 TEL : 0436-23-9815 (直通)

※ 65歳以上で上記④の対象となる方については下記をご参照ください。

【サービス利用までの手順】



【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL : 0436-23-9814 (直通)

(8) 生活管理指導短期宿泊事業

身の回りのことはおおむね自分でできるが、調理などの家事に援助を要する方が、居宅において家族の援助を受けることができない場合等に、一時的に泊まりでお預かりし、生活習慣等の指導や体調の調整を行います。

【対象となる方】

65歳以上で、介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けていない市民の方

【利用施設】

市原市養護老人ホーム希望苑

住所：能満2089-157 TEL：0436-74-1722

【利用期間】

1か月で6日以内

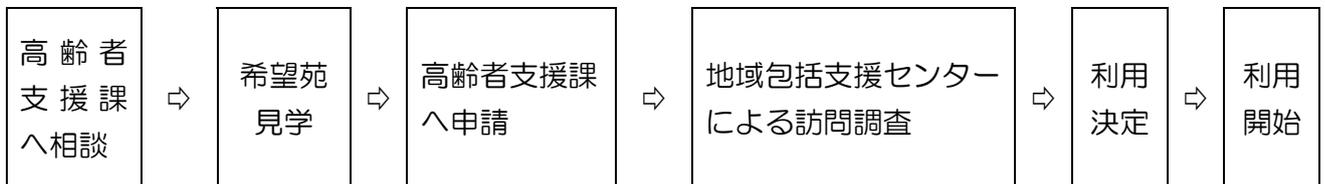
【利用者負担額】

宿泊費 1日につき330円

※ 生活保護法による被保護世帯に属する方は無料です。

※ 食事等については実費相当額がかかります。

【サービス利用までの手順】



【申請に必要なもの】

申請書と所定の診断書（診断書の費用は自己負担）

【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：0436-23-9814(直通)

(9) はつらつ短期人間ドック助成事業

本市に住所を有し、後期高齢者医療保険に加入している方を対象に、短期人間ドックの受診費用の一部を助成します。

【対象となる方】

市内に住所を有し、後期高齢者医療の被保険者で、申請時点において次の要件をすべて満たしている方。

- ① 納期限の到来している市税に未納がない。
- ② 同年度において、「はつらつ短期人間ドック助成事業」又は「国民健康保険短期人間ドック助成事業」に基づく助成を受けていない。
- ③ 同年度において、特定健康診査を受診していない。
- ④ 同年度において、後期高齢者健康診査を受診していない。

※ 次の点にご注意ください

- ・現に医師の治療を受けている方は、事前に医師にご相談ください。
- ・助成を受けることができるのは、1年度に1回です。
- ・保健センターで実施する各種検診と同じ検査項目を受診することはできません。
- ・申請時は後期高齢者医療保険に加入していても、受診時に後期高齢者医療保険の資格を喪失した場合には、助成を受けることはできません。

【助成金額】

受診料の総額の7割（100円未満切捨て）を助成。ただし、助成上限は2万円。

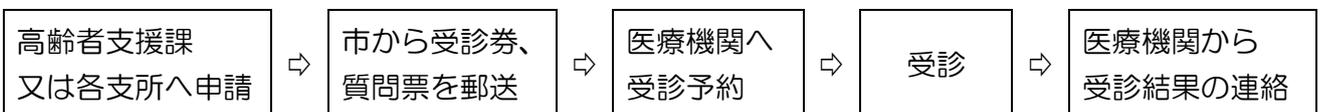
【一部負担金】

受診料の総額から助成金額を差し引いた額

【申請時に必要なもの】

- ・後期高齢者医療被保険者証（保険証）
 - ・（必要な方のみ）完納証明書（発行日が申請日と同じもの）
- ※ 市税の納付状況について、市が確認することを希望する場合は、完納証明書の添付は不要です。

【利用までの手順】



※ 完納証明書を添付した場合、約1週間程度で発送します。

※ 市で納付状況の確認を希望された場合は、2～3週間程度かかります。

※ 4月～5月は申請が集中し、市税の納付状況の確認に時間がかかるため、申請から受診券送付までに1カ月程度かかる場合があります。

【申請受付期間】

令和7年2月28日（金）まで

【受診券の有効期限】

令和7年3月31日（月）まで

【検査項目及び受診料】

※令和6年度診療報酬改定により、4～5月と6～3月で受診料が異なります！

	検査項目	受診料 (4～5月)	受診料 (6～3月)	
基本項目 (受診必須)	①一般検査（身体測定など） ②呼吸器系検査（胸部レントゲン）	アナログ撮影 13,630円	アナログ撮影 13,660円	
	③循環器系検査（心電図）			
	④血液検査（一般、腎機能、胆のう、肝臓、すい臓、脂質、血糖、リウマチ検査）	デジタル撮影 14,210円	デジタル撮影 14,250円	
	⑤尿検査 ⑥大腸検査（便潜血反応検査）			
選択項目	眼底検査（眼底カメラ検査）	1,230円	1,230円	
	腹部検査（腹部エコー検査【肝臓、胆のう、胆道、すい臓、ひ臓、腎臓】）	5,830円	5,830円	
	胃部検査 どちらか一方の検査のみ助成を受けることができます。	胃部レントゲン	14,330円	14,330円
		胃カメラ	15,980円	15,980円
	前立腺がん検査（PSA検査）【男性のみ】	2,950円	2,920円	
	乳房検査【女性のみ】 どちらか一方の検査のみ助成を受けることができます。	マンモグラフィ・触診	6,180円	6,180円
エコー・触診		3,850円	3,850円	

- ・選択項目（利用者が受診の有無を選ぶことができる項目）のみを受診することはできません。
- ・胃部検査は、『胃部レントゲン』か『胃カメラ』のいずれか一つを選択。
- ・乳房検査は、『マンモグラフィ・触診』か『エコー・触診』のいずれか一つを選択。
- ・胃カメラ検査は、口腔挿入と鼻腔挿入があります。検診医療機関によって挿入方法が異なりますので、事前に検診医療機関へお問い合わせください。
- ・胸部レントゲン（基本項目）は、撮影方法（アナログ・デジタル）で料金が異なります。検診医療機関によって撮影方法が異なりますので、事前に検診医療機関へお問い合わせください。

【検診医療機関】

市が指定した医療機関（医療機関の一覧は、市ウェブサイトまたは高齢者支援課・各支所の窓口で配布）

【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：0436-23-9814（直通）

(10) 住民主体の通いの場補助事業

地域の中で地域住民が中心となって、介護予防を目的とした高齢者の通いの場を毎週1回程度実施する団体に対し、補助金を交付することで支援を行います。

【対象となる団体】

地域で通いの場を実施し、以下の条件を満たす団体

- ① 市民で構成されること
- ② 代表者および会計責任者を各1名置くこと
- ③ 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 営利目的で事業を実施する団体
 - イ 政治活動や宗教活動を行う団体
 - ウ 暴力団やその統治下にある団体
 - エ その他、法律に違反すると認められる団体
- ④ 通いの場の開催場所、開催日時、参加料、連絡先、内容等の市原市ウェブサイトへ等の掲載に同意すること

【参加対象者】

- ・本市に住所を有する65歳以上の高齢者
- ・参加者の過半数が高齢者の場合には、65歳未満の参加も可

【補助要件】

地域の集会所等において、高齢者を中心とした地域住民が参加・運営して行う、介護予防を目的とした健康体操等の活動であり、次の要件を全て満たすものであること

- ① 週1回の開催を基本とし、年間換算で40回以上開催すること
- ② 開催1回あたり、概ね2時間以上の活動時間とすること
- ③ 開催1回あたり、概ね10名以上の参加者が見込まれること
- ④ 年間参加者数の半数以上が高齢者であること
- ⑤ 誰もが参加でき、特定の活動内容に限定されないよう配慮されたものであること
- ⑥ 開催にあたっては、介護予防の観点から、体操等の介護予防に資する活動を取り入れた内容であること

※ 市などから他の補助金の交付を受けている場合には、補助対象外となりますのでご注意ください。

【活動内容】

地域の特性や住民のニーズに合わせ、多様な活動を行うことができます。ただし、介護予防を目的とした活動であること、また健康体操を必ず取り入れていただくことが必要となります。

(例) 健康体操、茶話会、レクリエーションなど

【補助上限額】

		補助金額	備考
基本額		100,000 円	交付の基本となる補助金です。 開始月により月割換算となります。
加 算 額	立ち上げ 支援	100,000 円	初年度のみ加算
	会場 加算	会場使用料の 実費	賃借料、使用料等の会場を確保する費用を要する 場合に加算（限度 250,000 円）
	開催回数 加算	20,000 円	当該年度の開催回数が 50 回を超え、10 回開催 ごとに 20,000 円を加算（限度 100,000 円）

※ 補助金の交付決定後、決定額の9割を限度に、前金払の請求が可能です。

【補助対象経費】

項目	主な内容
運営費	消耗品、日用品など
備品購入費	備品の購入費用（10万円が限度）
諸経費	保険料、会議に係る経費、通信費や印刷費など
会場設営費	施設使用料、賃借料

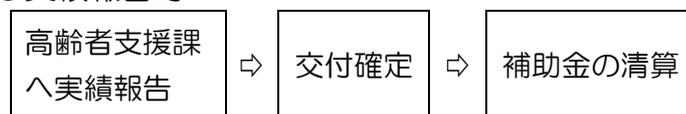
※ 上記の経費に関わらず、開催スタッフの person 費、会場の改修・修繕費用、広告・宣伝費用は補助対象外です。また、通いの場に不適切な経費（例 お酒代、旅行代）についても対象外となります。

【補助金交付までの手順】

○交付申請時



○実績報告時



※ 補助金の申請前に発生した費用については、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

※ 補助金申請の書類は、高齢者支援課の窓口や市ウェブサイトにて配布しております。

【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL : 0436-23-9814 (直通)

(11) いちはら筋金近トレ体操

介護が必要な状態になることを予防するために、高齢者支援課の保健師や市原市地域リハビリテーション広域支援センターの理学療法士、作業療法士等の支援を受けながら、住民主体の継続的な体操を行います。

「住民主体の通いの場」等で実施する体操としても使用できます。



筋力を鍛える運動を行うと日常の動作がらくらく行えるようになります（何歳からでも！）



健康であればお金を楽しいことに♪
自分の健康が介護保険料や医療費の抑制につながります



身近な場所で気軽に参加
定期的（週1回）に通うことで閉じこもり予防になります

【対象となる方】

おおむね65歳以上の市民が10人以上参加できるグループ

【実施する場所】

公民館や自治会館など、運動のできる広さと参加人数分の椅子があること

※ 詳細については、事前にお問合せください。

【用意するもの】

- ・会場（イス使用可）
- ・イス
- ・血圧計
- ・CDデッキ
- ・歌詞カード

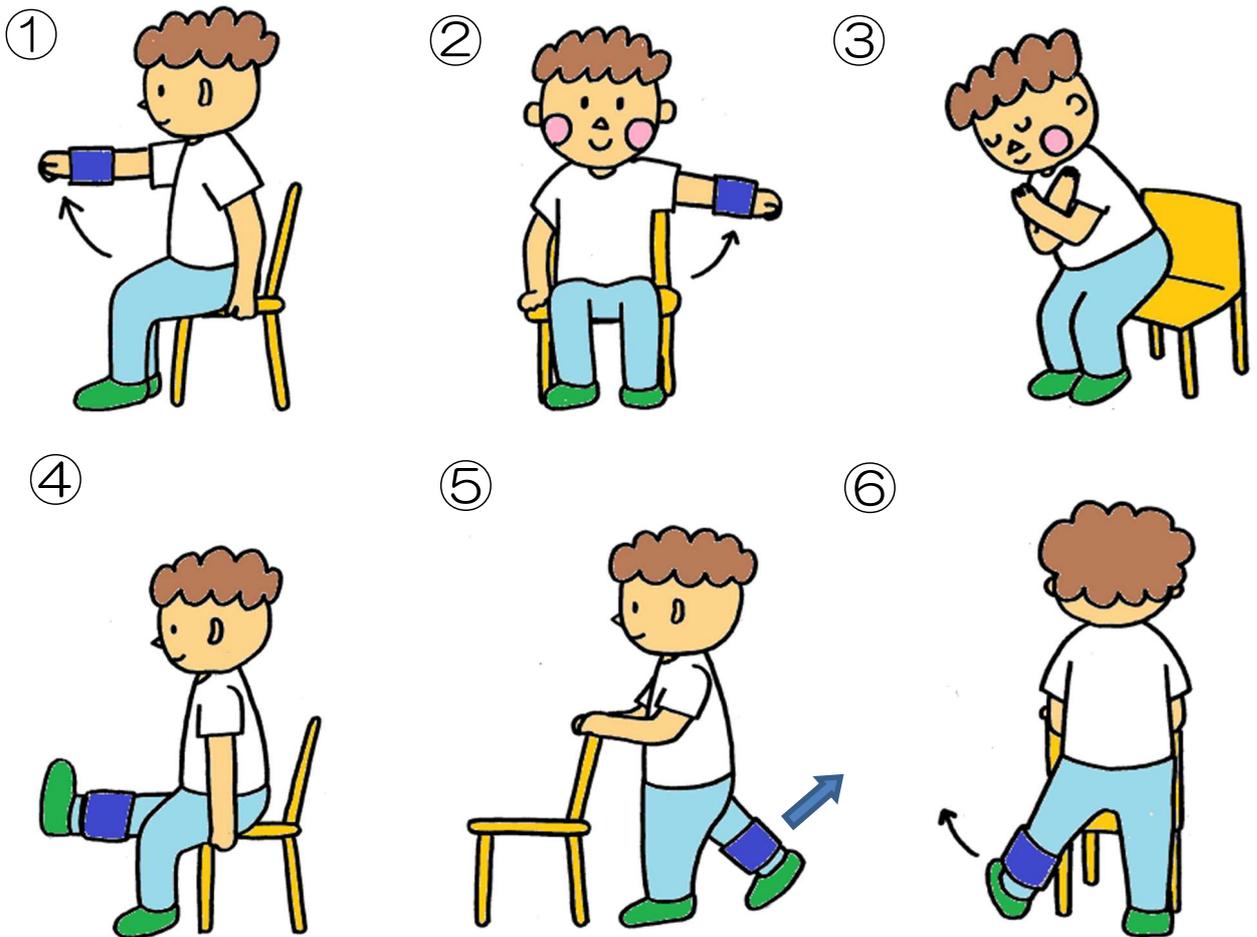
【体操の特徴】

- ① おもりとバンドを使います。
- ② 簡単な体操なので、講師がいなくてもできます。
- ③ 歌を歌いながら運動します。
- ④ 地域の皆さんが役割を持って、自分たちで運営します。

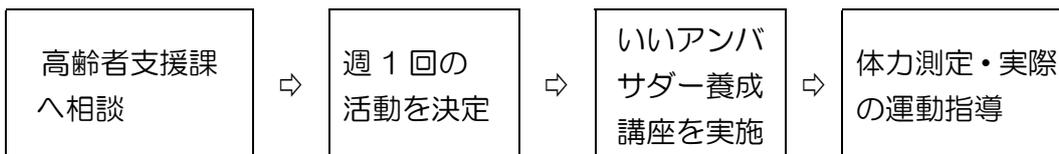


【体操の内容】

いちほら筋金近トレ体操では、以下の6つの体操を行います。



【開始までの手順】



★「いいアンバサダー」とは、体操の運営をサポートする方です。

※グループで体操を体験してみたいなどのご希望があればご相談ください。

【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係

TEL : 0436-23-9814 (直通)

(12) 高齢者健康体操普及員派遣事業

住み慣れた地域で、健康に過ごしていただくために、高齢者健康体操普及員を派遣し、市原いいあんばい体操などの高齢者向けの健康体操等を紹介します。

【対象となる方】

老人クラブ等で、おおむね65歳以上の市民が10人以上参加できるグループ

【派遣する場所等】

公民館や自治会館など、運動のできる広さのある場所

※ 詳しい日時や内容については、事前にご相談ください。

※ 駐車場が確保できない会場は、派遣できない場合があります。

【派遣時間】

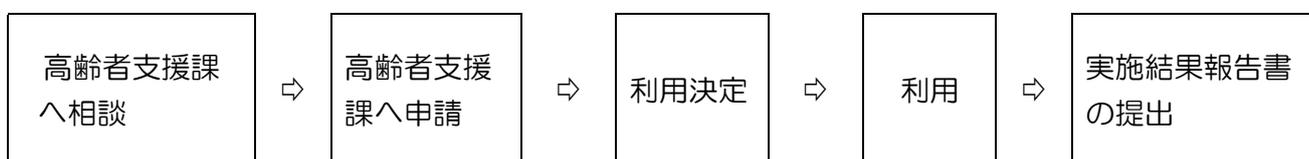
おおむね1時間

【派遣費用】

無料

【派遣までの手順】

利用希望日の1ヶ月前までに申請が必要です。
まずは、下記高齢者支援課までお問い合わせください。



【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL : 0436-23-9814 (直通)

【高齢者健康体操普及員とは】

市の指定した講座を修了し、委嘱を受けた市民の方々が、地域の高齢者の健康をサポートするために、健康体操等を普及する活動を行っております。



(13) はつらつ元気ルーム

はつらつ元気ルームでは、設置しているマシン等を使用して、自主的にトレーニングを行うことができます。運動指導員と相談しながらトレーニングメニューを決定し、体に負担をかけ過ぎないように取り組みましょう。

【対象となる方】

65歳以上の方

(注1) 医師の治療を受けている方や介護認定を受けている方は、医師から運動の制限をされていない場合に限り利用できます。

(注2) 運動をするのに介助が必要な方は、利用を制限又は見合せていただく場合があります。

(注3) スタッフの指導の内容を理解でき、指示に従うことができる方以外は利用をお断りします。

【利用できる日】

月曜日から金曜日（平日）

【受付時間】 (R6. 4. 1現在)

4クール（各回定員先着14名）で運営しています。

【午前】① 8時50分～10時20分

② 10時25分～11時55分

【午後】③ 13時00分～14時30分

④ 14時30分～16時00分

【場所】

姉崎保健福祉センター（アネッサ）

【持ち物】

☆動きやすい服装 ☆室内履き ☆タオル ☆飲み物

※利用の際は、必ず身分証（運転免許証等）を提示してください。

【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL : 0436-23-9814 (直通)

(14) フレイルチェック講座

フレイルの兆候を早期に発見するための栄養・運動・社会参加に関するチェック（フレイルチェック）を行います。

※フレイルとは・・・年を重ねて、心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態のことをいいます。早くに気づき、日常生活を見直せば、健康寿命の延伸につながります。

【講座内容】

フレイルの兆候を早期に発見するための栄養・運動・社会参加に関する簡単なチェック、指輪っかテスト、筋肉量やふくらはぎ周囲長測定、握力、片足立ち上がり、滑舌チェックなどを行う。（東京大学高齢社会総合研究機構が開発したプログラムを活用）

※初めてフレイルチェック講座を受ける方を対象とした「はじめてのフレイルチェック講座」と、これまでにフレイルチェック講座を受けたことのある方を対象とした「2回目からのフレイルチェック講座」があります。

【対象となる方】

60歳以上の市民

【日時・場所】

【時間】13時30分から15時45分（受付開始：13時15分）

【場所】保健センター、姉崎保健福祉センター（アネッサ）、南部保健福祉センター（なのはな館）など

※ 日程、その他詳細については、事前にお問合せください。

【費用】

無料

【申込方法】

希望される日程の10日前までに保健センターへ電話（0436-23-1187）でお申し込みください。

【問い合わせ】

◆ 保健センター 成人保健係 TEL：0436-23-1187（代表）

3 その他のサービス（市役所以外のサービス）

（1）成年後見制度

成年後見制度とは、判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所が選任した支援者（成年後見人等）が本人に代わって契約や財産管理を行うことで、権利や財産を守ることを目的とした制度で、法定後見制度と任意後見制度の2つに分かれています。

法定後見制度	判断能力が不十分になってから	後見人	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わって行ったり、必要に応じて取り消したりできます。
		保佐人	判断能力が著しく不十分な方	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行うことができます。「重要な法律行為」に同意することや、取り消すこともできます。
		補助人	判断能力が不十分な方	開始手続きなどに必ず本人の同意が必要です。申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行うことができます。申立て時に選択した「重要な法律行為」の一部に同意することや、取り消すこともできます。
任意後見制度	判断能力が不十分になる前に	公証役場で、あらかじめ任意後見契約を結びます。判断能力がなくなったときに任意後見契約で定めておいた財産管理や、身上保護に関する法律行為を代わって行うことができます。		

※ 家庭裁判所に申立することができる方は、本人、配偶者、4親等以内の親族等になります。なお、身寄りがいないなどの理由で制度の利用が困難なときには、市長が申立てを行う場合もあります。

【問い合わせ】

（制度の利用に関するご相談）

- ◆ いちはら成年後見支援センター（市原市社会福祉協議会）
TEL：0436-26-6200
- ◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：0436-23-9814（直通）
- ◆ 各地域包括支援センター TEL：2ページ参照

（法定後見制度や手続きに関するお問い合わせ）

- ◆ 千葉家庭裁判所
住 所：千葉市中央区中央4-11-27
TEL：043-222-0165（代表）

（任意後見制度や手続きに関するお問い合わせ）

- ◆ 千葉公証役場
住 所：千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル8F
TEL：043-222-2876

(2) 社会福祉協議会のサービス

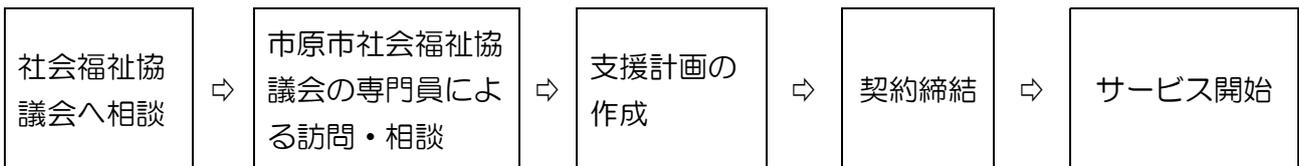
① 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

高齢または障がいがあるために自分の判断で適切に福祉サービス等を利用することが困難な方に対して、相談・助言・代理の方法により地域での生活を援助する制度です。

【対象となる方】

在宅生活をしており、かつ利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる方

【サービス利用までの手順】



【利用者負担額】

相談、支援計画作成、弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービスは無料です。
下記サービスについて生活保護受給者は無料です。
ただし、生活支援員が本人宅を訪問する際の交通費は別途必要となります。

区分（サービス内容）	利用者負担額
福祉サービス利用援助（介護保険・福祉サービスの情報提供、手続援助、日常生活に必要な事務手続等）	訪問1回につき1,500円
財産管理サービス（預貯金の預け入れ・払い戻し、医療費・公共料金等の支払い手続、年金等の受領確認等）	
財産保全サービス（預貯金通帳等を金融機関の貸し金庫へ保管）	年3,600円（月額300円）
年会費	年6,000円（月額500円）

【問い合わせ】

- ◆ 市原市社会福祉協議会 住所：南国分寺台4-1-4
市原市成年後見支援センター TEL：0436-26-6200（直通）

② ボランティアの育成と活動支援

「ボランティア活動をしたい、依頼したい」等、ボランティア活動全般に関する相談を随時受付しています。

【問い合わせ】

- ◆ 市原市社会福祉協議会 住所：南国分寺台4-1-4
ボランティアセンター TEL：0436-20-3100（直通）

(3) 各種相談窓口

内容・料金等は、各団体・相談先に直接お問い合わせください。

① 健康・医療相談

健康・医療相談、介護方法や医療機関情報案内等のご相談にお答えします。(通話料・相談料無料)

相談先	電話番号
いちほら健康・医療相談ダイヤル24 ※ 市原市民専用	0120-36-2415

② 訪問歯科診療

要介護認定を受け自宅や施設で療養している高齢者など歯科医院へ通院が困難な方を対象に歯科医師、歯科衛生士が訪問して診療を行います。

団体名	所在地	電話番号
市原市歯科医師会事務局	更級5-1-48 市原市急病センター内	0436-23-7755

③ 難病相談

団体名	所在地	電話番号
帝京大学ちば総合医療センター (市原地域難病相談・支援センター)	姉崎3426-3	0436-62-5126

④ 運転免許証の自主返納手続き

運転免許を自主返納した方は、公共交通機関(バス・タクシー)の乗車運賃割引など、特典を受けることができます。

◆ 自主返納手続きに関すること

団体名	所在地	電話番号
千葉運転免許センター	千葉市美浜区浜田 2-1	043-274-2000

◆ 特典内容に関すること

団体名	所在地	電話番号
千葉県警察本部 交通総務課	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110 (代表)

4 地域福祉 ～ふれ合い支え合いでつくる地域の絆～

① 市原市社会福祉協議会

市原市社会福祉協議会は、住民の参加による自主的な福祉活動を推進する公共性・公益性の高い社会福祉法人で、住民が安心して暮らせるコミュニティづくりと地域福祉の推進を図っていく組織です。

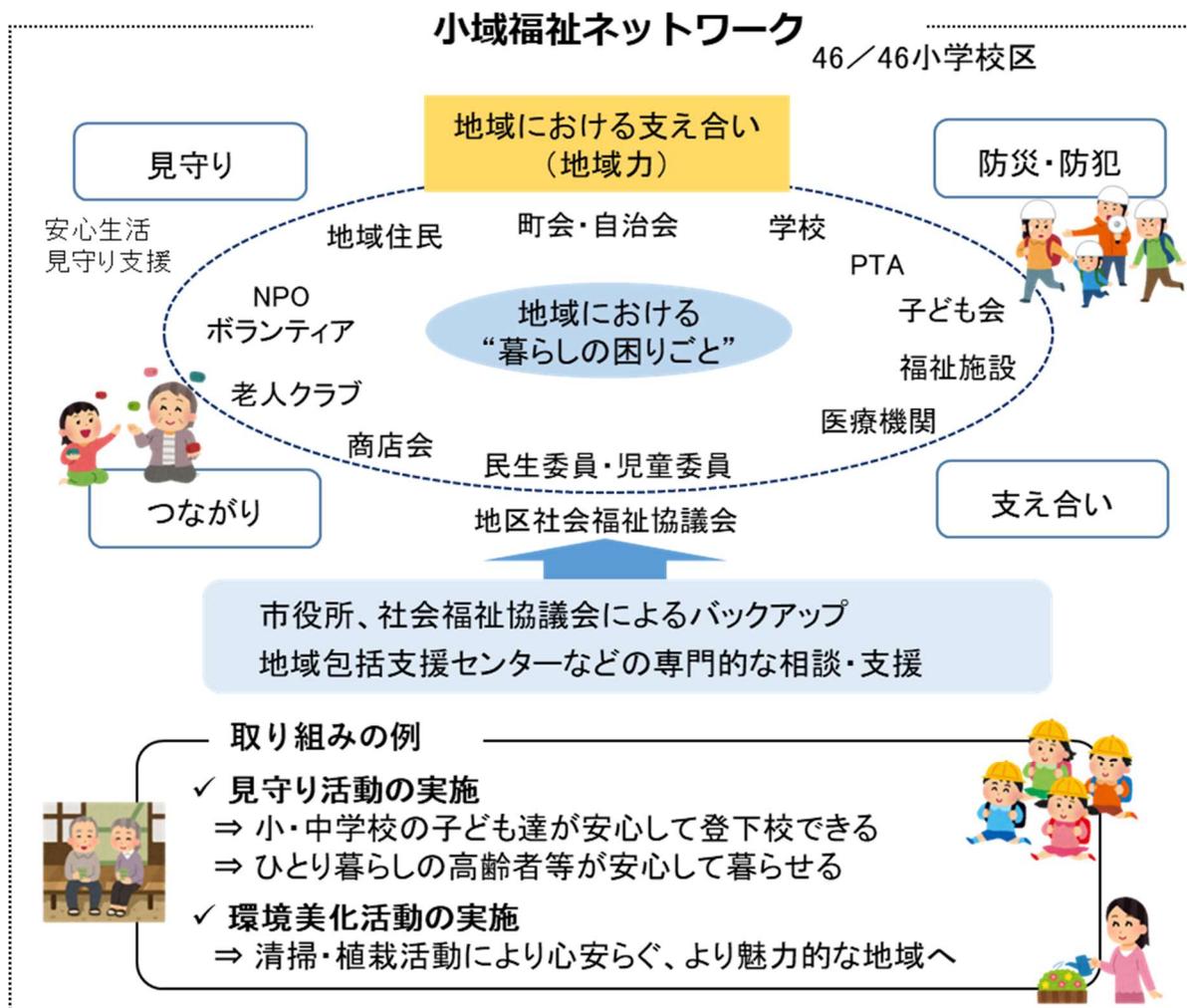
② 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、市内の地域ごと11地区（令和6年度より12地区）に設置され、地域の各種組織・団体の連携・協働体制の場づくりや、地域住民の日常生活を支えるための活動、小域福祉ネットワークの活動支援等を行っています。

③ 小域福祉ネットワーク

「小域福祉ネットワーク」は、身近な生活圏である小学校区（旧小学校区を含む全46小学校区）で、地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員など、地域の関係者・関係機関が連携して福祉活動を行う組織です。

地域における“暮らしの困りごと”の解決に向けて、つながりづくり、見守り・支え合いの活動などを地域の状況に応じて展開しています。



6 避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度

市原市では、高齢者や障がい者等配慮を要する方のうち、災害時に「自力で避難することが困難な」方が迅速かつ的確に避難していただくため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度」を構築しています。

災害時や、災害発生のある恐れがある場合に、一人では避難が難しく何らかの支援が必要な方は、事前に自分の情報を地域へ提供することについて同意のうえ、本制度にご登録ください。

市は登録していただいた情報を地元の町会・自治会組織や民生委員等へ提供し、地域の共助によって災害時における避難行動要支援者の安否確認や避難支援につなげます。

【問い合わせ】

高齢者・要介護認定者	◆ 高齢者支援課	TEL：0436-23-9873
障がい者	◆ 障がい者支援課	TEL：0436-23-9815
乳幼児	◆ 子ども福祉課	TEL：0436-23-9802
妊産婦	◆ 子育てネウボラセンター	TEL：0436-23-1215
外国人	◆ 観光・国際交流課	TEL：0436-23-9826
上記以外の方	◆ 危機管理課	TEL：0436-23-9823

7 市原市災害電話配信サービス

携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方に、災害時、避難情報や避難所の開設情報などをご自宅の固定電話やFAXへお知らせするサービスです。

○誰が利用できるの？

土砂災害警戒区域等や、養老川・椎津川・村田川の浸水想定区域内にお住まいの方で、下記の条件のいずれかに該当する、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方が対象です。

1) 65歳以上の介護保険における要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方

2) 介護保険における要介護3以上の認定者

本サービスの利用を希望される場合は、危機管理課までご連絡ください。

【問い合わせ】

◆ 危機管理課 TEL：0436-23-9823

8 「介護マーク」の配付

市では、認知症の方等外見では症状がわからない方のトイレの介助や女性の下着の購入の際などに偏見や誤解を受けないよう、介護しやすい環境づくりを進めるため、「介護マーク」を希望者へ無料で配付しています。

【対象となる方】

認知症等の高齢者、障がい者、
その他の方の介護をする方

【配付場所】

高齢者支援課
各支所
保健センター
各地域包括支援センター
南部・菊間・姉崎・三和保健福祉センター



【配付手続き】

配付場所に備えてある申請書に必要な事項（申請者、要介護者の住所、氏名等）を記入し、申請してください。その場で「介護マーク」をお渡しします。

【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL:0436-23-9814(直通)

9 「高齢者あんしんカード」の配布

急病や事故等の緊急時に、関係機関や親族等に連絡ができるよう、日常的に所持していただく「高齢者あんしんカード」を希望者へ無料で配布します。

【対象となる方】

市原市に住所を有する65歳以上の方

【配付場所】

高齢者支援課、各支所の窓口、
各地域包括支援センター



【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL:0436-23-9814(直通)

10 いちはら救急医療情報キット

急病などの「もしも」の時の安心のために、高齢者・障がい者のいる世帯へ、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を記入できる「いちほら救急医療情報キット」を配布します。

【対象者】

市原市に住民票があり、介護施設や障がい者施設に入所していない次の①または②に該当する方で、これまでにキットの配布を受けていない世帯に属している方

- ①65歳以上の高齢者
- ②65歳未満の障害者手帳所持者

【申請方法】

- ①65歳以上の高齢者

申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、高齢者支援課の窓口又は郵送で申し込む。

- ②65歳未満の障害者手帳所持者

申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、障がい者支援課の窓口で申し込む。

※令和6年4月1日～令和7年3月31日に満65歳となる方には、令和6年9月頃に申請書を発送します。

【配布方法】

郵送申請の人には郵送で、窓口申請の人には窓口で配布します。

【キットについて】

○キットの内容物

I 救急医療情報シート
（緊急連絡先・持病・かかりつけ医等の情報を記入できます）

II プラスチックの筒
（蓋付き）

III 掲示用シール（冷蔵庫・玄関内側用）



○使い方

各家庭で予め救急医療情報シートを作成し、筒に入れて冷蔵庫に保管しておきます。救急活動において、救急隊員がシートの記入内容から、いち早く患者の情報を把握し、受け入れ先医療機関の選定等に役立てます。

1 1 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成します。認知症サポーターを養成することで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民の手によって進めていくことを目指しています。

【対象となる方】

①住民

住民組織（老人クラブ、自治会、こども会等）、民生委員児童委員、防災防犯組織、介護者の会等の当事者組織、ボランティア団体等

②地域の生活関連企業・団体活動等に関わる方

企業、団体（商工会議所、同業者組合、銀行等の金融機関、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業、タクシー業等）、公共サービス機関（行政サービス全般、警察、郵便局、消防等）、公共交通機関等

③学校関係者

小・中・高校生、教職員、PTA等

【講師】

キャラバン・メイト（認知症に対する正しい知識と具体的な対応法等を市民に伝える講師役としてキャラバン・メイト養成研修を修了した方です。）

【費用】

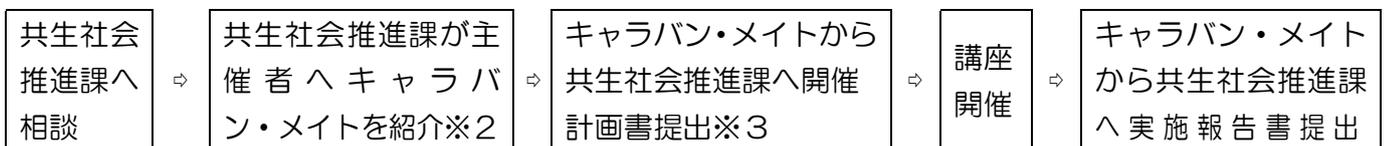
無料

【講座内容及び時間】

認知症サポーター養成講座の標準テキストに基づいて、ビデオ（DVD）上映も交えた90分程度

【手続き】

※1 講座開催予定日の1ヶ月前までに共生社会推進課へご相談ください。



※2 すでにキャラバン・メイトが決まっている場合には、その旨お知らせください。

※3 詳細な打ち合わせ等は、講座を開催したい方とキャラバン・メイトで行ってください。

【問い合わせ】

◆ 共生社会推進課 TEL：0436-23-7605（直通）

12 ちば障害者等用駐車区画利用証の交付

障がいや怪我などにより歩行が困難と認められる方が、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画へ駐車しやすくなるよう、「障害者等用駐車区画利用証」を交付します。

利用証の交付を希望される場合は、「ちば障害者等用駐車区画利用証交付申請書」に記入し、市へ申請してください。（郵送による申請を希望される場合、送付先は「千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課」となります。詳しくはお電話（043-223-3924）でお問い合わせください。）

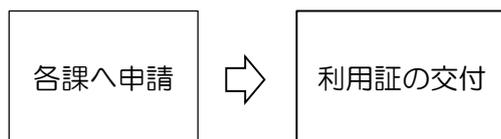
【対象となる方】

区 分		交付基準	必要書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限 （対象者としての基準に該当しなくなるまで）	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		脳原性運動機能障害			上肢機能 移動機能
	内部障害（心臓機能障害等）				4級以上
知的障害者	Aの2以上		療育手帳		
精神障害者	1級のみ		精神障害者保健福祉手帳		
高齢者等 （40歳以上65歳未満含む）	要介護状態区分 要介護1以上		介護保険被保険者証		
けが人等	歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方		医師の診断書等及び身分証明書	必要と認める期間 （原則1年以内）	

【利用証の交付費用】

無料

【利用証交付までの手順】



【障害者・けが人等の問い合わせ】

◆ 障がい者支援課 管理係

TEL : 0436-23-9815（直通）

【高齢者等の問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係

TEL : 0436-23-9814（直通）

Ⅱ 生きがいづくり

1 生きがいづくり

(1) 老人福祉センター

高齢者が健康で生きがいのある日常生活が送れるよう、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等に利用できる施設です。

【事業内容】

- ◆ 健康相談、教養講座の開催
- ◆ レクリエーション活動 等

【利用できる方】

市原市に住所を有する60歳以上の方もしくは老人クラブの会員

【施設について】

市内5か所に老人福祉センターがあります。

施設名	所在地	電話番号
市原市老人福祉センター	国分寺台中央 1-1-23	0436-22-8199
南部保健福祉センター（なのはな館）	牛久 377-1	0436-92-1481
菊間保健福祉センター	菊間 1870-4	0436-42-3424
姉崎保健福祉センター（アネッサ）	椎津 1131	0436-62-8601
三和保健福祉センター（サンハート）	海士有木 225-4	0436-37-7100

【開館時間・休館日】

センター名	室	開館時間	休館・休業日
市原市 老人福祉センター	大広間、和室等 （浴室以外）	午前9時から 午後4時30分まで ただし、土曜日は 午前9時から 正午まで	日曜日・祝日・ 12月29日から 1月3日
	浴室	午前10時から 午後4時まで	土曜日・日曜日・祝 日・12月29日から 1月3日

センター名	室	開館時間	休館・休室日
南部保健福祉センター (なののはな館)	大広間	午前9時から 午後9時まで	祝日・12月29日から 1月3日
菊間保健福祉センター	大広間	午前9時から 午後9時まで	祝日・12月29日から 1月3日
	介護者教養室	午前9時から 午後9時まで	月曜日・祝日・12月 29日から1月3日
	日常生活訓練室	午前9時から 午後5時まで	祝日・12月29日から 1月3日
	生活健康相談室	午前9時から 午後5時まで	月曜日・祝日・12月 29日から1月3日
	浴室	午前10時から 午後4時まで	月曜日・祝日・12月 29日から1月3日
姉崎保健福祉センター (アネッサ)	大広間、和室	午前9時から 午後9時まで	祝日・12月29日から 1月3日
	浴室	午前10時から 午後4時まで	火曜日・祝日・12月 29日から1月3日
三和保健福祉センター (サンハート)	生活相談室、和 室、大広間	午前9時から 午後9時まで	祝日・12月29日か ら1月3日
	浴室	午前10時から 午後4時まで	月曜日・祝日・12月 29日から1月3日

※ 上記一覧にない室については、各保健福祉センターにお問い合わせください。

【利用方法】

初回利用時に利用証等を作成するため、身分証の提示を求める場合があります。

使用する室によっては、使用料金がかかる場合があります。(障がい者利用時の減免あり) 詳細については各施設にお問合せください。

(2) 老人クラブ

明るい長寿社会をつくるために、高齢者の知識と経験を活かし、生きがいと健康づくり、社会参加活動などを行っている自主的な組織です。

老後の生活を健康で豊かなものにするため、地域の人たちによって自主的につくられた会員組織の団体です。

おおむね60歳以上の方が対象です。老人クラブのない地域では、皆さんで相談して老人クラブを結成されてはいかがでしょうか。

【参考】

新しく結成する場合は、次の書類が必要です。

- ◆ 老人クラブ等結成届
- ◆ 老人クラブ等の会則
- ◆ 会員名簿
- ◆ 事業計画書
- ◆ 収支予算書

【問い合わせ】

- ◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：0436-23-9814（直通）

① 老人クラブ補助金

円滑なクラブ活動が行えるように補助金を交付しています。

区分	補助金の額	
	基本額	加算額
老人クラブ	会員数 20 人～29 人 30,000円	1人につき410円 市原市老人クラブ連合会の加入クラブは、 1クラブにつき3,000円
	会員数 30 人～99 人 60,000円	
	会員数 100 人～199 人 120,000円	
	会員数 200 人以上は、 100 人増すごとに 60,000円加算	

【問い合わせ】

- ◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：0436-23-9814（直通）

② 市バスの運行

老人クラブが会員の知識や能力の向上を図り、地域福祉の充実を目的とする研修等を実施する場合、市の公用使用等の予定がない日に限り、市のバスを利用できます。ただし、1クラブにつき年2回以内の利用とします。また、食事等を主たる目的とする場合や、主として老人クラブの会員以外を乗車させる場合等は利用できません。

【運行可能時間】

市バスが午前8時30分以降に市役所を出発し、午後5時15分までに市役所に到着すること。

【運行範囲】

千葉県内または市原市役所を中心とした半径5.0kmの圏外で、運行可能時間内で日帰りが可能な場所に限り、また、運行途中での目的地や通行ルート等の変更はできません。

【利用人数】

会員11人以上の利用に限ります。(定員：16～40人)

【利用者負担額】

無料 ※ ただし、有料道路及び駐車場料金等は利用団体の負担となります。
※ 駐車場はあらかじめ確保してください。

【予約】

- ① 実施する月の前々月の1日午前8時30分から電話予約ができます。
- ② 実施する月の前月10日までに「研修計画書」、経路、駐車場の地図、「乗車名簿」、「同意書」を提出してください。(乗車名簿は利用日の7日前で可)
※期日までに、すべての書類の提出がない場合、予約は取り消しとなります。

【問い合わせ】

◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：0436-23-9814 (直通)

③ 老人クラブ会員各種大会

会員相互の親睦、地域交流を深め、高齢者の生きがいを高めることを目的に、ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、囲碁・将棋大会を実施しています。

【問い合わせ】

◆ 市原市老人クラブ連合会事務局 TEL：0436-24-3331
(老人福祉センター内)

(3) シルバー人材センター

高齢者の豊かな経験や技術を活かし、働くことによって健康を保ち、日常生活を充実して過ごしていただくため、高齢者に適した仕事の提供を行っている団体です。

【営業時間・休日】

営業時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分
休 日 土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日

【対象となる方】

市内に居住する60歳以上の方なら、どなたでも入会できます。
興味のある方は、毎月1回（毎月21日前後に予定。実施しない月も有り。詳細は下記問い合わせ先にご確認ください。）開催される説明会を受講してください。

【主な業務内容】

草刈、植木の管理、施設清掃、道路・公園清掃、駐車場管理、襖・障子の張替え、畳の表替え、簡易な施設修繕、毛筆筆耕・宛名書き、イベント開催時のごみ収集・清掃業務など

【問い合わせ】

◆ 公益社団法人市原市シルバー人材センター 住所：姉崎883-1
TEL:0436-60-3551

2 敬老祝金の贈呈

多年にわたり社会に尽くしてこられた事に敬意を表するとともに、長寿を祝福し、数え100歳の方及び最高齢者に、市から祝金をお贈りします。（申込不要）

【贈呈額】

1人あたり 50,000円です。

【対象となる方】

令和6年度は、市内に居住する大正15年1月1日～昭和元年12月31日の間に生まれになった方及び最高齢者にお贈りします。

3 その他のサービス

(1) 千葉県生涯大学校

千葉県では、高齢者の方々がより身近に学習の機会が得られるよう県内に5つの学園を設置しております。60歳以上の方々が恵まれた学習環境の中で新しい知識を身につけ、広く仲間づくりを図るとともに学習の成果を地域活動で役立てることなど社会参加による生きがいの高揚に資することを目的としています。

市原市の方は原則として千葉市中央区仁戸名町の京葉学園に通学します。

【学習期間】

修業年限は学部やコース等により、2年間のものと1年間のものがあります。

【問い合わせ】

- ◆ 千葉県生涯大学校事務局 TEL：043-266-4705
- ◆ 千葉県健康福祉部高齢者福祉課 TEL：043-223-2328

同ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/jinzai/shougaidaigaku/>

(2) 教育委員会実施事業

① 高齢者対象の講座（高齢者向けの公民館主催事業）

誰もが学べる生涯学習の場として開催しており、健康維持と趣味・教養を高めることで、生きがいのある充実した生活を目指します。

学習内容や募集時期等は各公民館で異なります。

【問い合わせ】

- ◆ 各公民館

八幡：0436-41-1984	姉崎：0436-61-0124
有秋：0436-66-0121	南総：0436-92-0039
加茂：0436-98-0033	五井：0436-22-2121
市津：0436-74-5516	辰巳：0436-74-8521
国分寺：0436-24-1600	

② 市原市生涯学習サポートバンク「まちのせんせい」

社会教育や学校教育、サークル活動等の場に指導者をボランティアとして派遣します。指導者の派遣を希望する方、指導者として登録希望の方は、生涯学習センターまで申し込んでください。

【問い合わせ】

- ◆ 市原市教育委員会 生涯学習センター TEL：0436-20-1180(直通)

Ⅲ 施設等への入所

1 養護老人ホーム

65歳以上の方で、環境上の理由、経済的理由等により、居宅においての生活が困難な方のための措置施設です。

身の回りのことがご自分でできる方が対象となりますので、ねたきりの方は入所できません。

また、入所後において、入所した方が自立した生活を営むことができるよう支援し、社会復帰の促進を図るために必要な助言、指導を行います。

【入所要件】

健康状態として、入院加療を要する病態ではないこと。

さらに、下記の経済的要件と環境等の要件の両方を満たす方

経済的要件 (ア～ウのいずれか)	ア 高齢者のいる世帯が生活保護を受けていること
	イ その世帯の生計中心者が市町村民税を課税されていないか、均等割のみ課税されていること
	ウ 災害などのため、アやイと同じ状態になったとき
環境等の要件 (ア～ウのいずれか)	ア 心身上の障がいのため日常生活を送ることが困難であるか、世話をしてくれる方がいないこと
	イ 家族などの折り合いが悪く、高齢者の心身を害すること
	ウ 住居がないか、住居があってもきわめて環境が悪いこと

【費用】

入所者本人の前年収入が一定以上の場合は、収入に応じて費用の徴収があります。

扶養義務者についても、前年度分の課税状況に応じて費用の徴収があります。

【入所までの流れ】

入所を要する場合、調査の上、必要書類を提出していただき、入所判定委員会にて判定を受けます。

養護対象となれば待機となり、養護老人ホームに欠員が生じた場合待機者順位に基づき、入所となります。

【必要書類】

高齢者支援課所定のもの

- ◆ 養護老人ホーム入所申出書
- ◆ 収入申告書（本人）
- ◆ 市民税額・所得税額申告書（扶養義務者）
- ◆ 健康診断書
- ◆ 経歴書
- ◆ 子ども・兄弟の住所録

所持している場合

- ◆ 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の写し

申請時に添付

- ◆ 戸籍謄本 2通
- ◆ 世帯全員の住民票 1通

【市原市の養護老人ホーム】

施設名	所在地	電話番号
市原市養護老人ホーム希望苑	能満2089-157	0436-74-1722

【問い合わせ】

- ◆ 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：0436-23-9814（直通）

2 その他の施設

(1) 軽費老人ホーム

60歳以上の方で、家庭環境、住宅事情により居宅での生活が困難な方を対象として、比較的低額な料金で、給食等日常生活上の便宜を提供する施設です。

A型（給食付き）、B型（自炊）、ケアハウスの3種類があります。

① A型（給食付き）

60歳以上（ご夫婦で入所の場合は一方が60歳以下でも可）の健康な方で、家庭環境や住宅事情等により、居宅において家族と生活することが困難な方のための施設です。施設では、食事が提供される他、各種レクリエーション等の余暇活動が行われます。

施設名	所在地	電話番号
軽費老人ホーム <small>けいせんそう</small> 湊泉荘	万田野732-6	0436-96-1112

【手続き】

入所の相談、申し込みは施設へ直接お問い合わせください。

【費用】

入所する本人の所得によって異なります。

② B型（自炊）

千葉県内には、この施設はありません。

③ ケアハウス

60歳以上（ご夫婦で入所の場合は、一方が60歳以下でも可）の自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族の援助を受けることが困難な場合に入所できる施設です。

施設では、食事が提供されるほか、入浴の準備、緊急時の対応を行い、車椅子の利用等、高齢者に配慮した構造・設備になっています。

また、入所者が介護を要する状態となった場合、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用して、できる限り自立した生活が送れるよう配慮された施設です。

施設名	所在地	電話番号
ケアハウス 辰巳彩風苑 ^{さいふうえん}	神崎263-1	0436-75-2266
ケアハウス 日夕苑 ^{にっせきえん}	柏原271-1	0436-61-8600
ケアハウス 向日葵 ^{ひまわり}	二日市場774-1	0436-36-1600
ケアハウス ぬくもりの郷 ^{さと} ウエルビー市原	平田1428	0436-25-5733

【手続き】

入所の相談、申し込みは施設へ直接お問い合わせください。

【費用】

入所する本人の所得によって異なります。

(2) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

身体上または精神上的の障がいのため、ねたきりや認知症等により、食事・排泄・寝起き等日常生活の大半にわたり、常時の介護を必要とする方（常時医師の手当てを要する方は除く）のための施設です。

原則として、介護保険において「要介護3」以上の認定を受けた方のみが利用できます。ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情があれば、利用できる場合があります。

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 市原園	万田野732-6	0436-96-1148
特別養護老人ホーム 辰巳萬緑苑 ^{ばんりよく}	神崎263-1	0436-75-2251
特別養護老人ホーム ゆうしゅう園	天羽田1500-3	0436-66-2351
特別養護老人ホーム 青柳園 ^{あおやぎ}	青柳3-6-6	0436-25-1611
特別養護老人ホーム ふるさと苑	能満1925-282	0436-75-2525
特別養護老人ホーム グランモア和光苑 ^{わこう}	椎津5-1	0436-62-6008
特別養護老人ホーム 清流園 ^{せいのゆう}	勝間337-2	0436-75-6666
特別養護老人ホーム 高滝神明の里 ^{たかたきしんめい}	駒込196-1	0436-98-1900
特別養護老人ホーム あじさい苑	新堀947-3	0436-36-1533
特別養護老人ホーム トータス	鶴舞559-1	0436-50-6161
特別養護老人ホーム 緑祐の郷 ^{りよくゆう さと}	養老998-1	0436-98-1011
特別養護老人ホーム グリーンホーム	喜多893-1	0436-76-8100
特別養護老人ホーム グリーンライフ・ネクステ	福増459-1	0436-37-7701
特別養護老人ホーム しらつか	白塚603-1	0436-24-2700
特別養護老人ホーム やまぎ	山木307-1	0436-74-3230

【手続き】

入所の相談、申し込みは施設へ直接お問い合わせください。

【費用】

入所者本人の要介護度によって異なります。

【問い合わせ】

- ◆ 各施設
- ◆ 高齢者支援課 TEL : 0436-23-9873 (直通)

(3) 老人保健施設（介護老人保健施設）

疾病、負傷などにより、ねたきりの状態にある高齢者またはこれに準ずる状態にある高齢者で、介護保険において「要介護1」以上と認定された方に、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療を行うとともに日常生活上の支援を行う施設です。

施設名	所在地	電話番号
介護老人保健施設 姉ヶ崎ケアセンター	椎津2545-1	0436-66-8867
介護老人保健施設 辰巳ナーシング・ヴィラ	辰巳台東5-5-1	0436-74-1311
介護老人保健施設 ^{あんず} 杏の里	能満1774-1	0436-75-7500
介護老人保健施設 なんな苑	中高根1341-1	0436-50-3212
介護老人保健施設 クレイン	石川1078	0436-88-4500
介護老人保健施設 ユー・アイ ^{くらぶ} 久楽部	西広131	0436-20-0701
介護老人保健施設 ^{ばいか} 梅香苑	馬立802-1	0436-95-6767
介護老人保健施設 アーネスト	五井1846-1	0436-63-7783
介護老人保健施設 リハパークきくま	菊間1136-6	0436-40-8220
介護老人保健施設 メディケア51	町田176	0436-63-5165

【手続き】

入所の相談、申し込みは施設へ直接お問い合わせください。

【費用】

入所者本人の要介護度によって異なります。

【問い合わせ】

- ◆ 各施設
- ◆ 高齢者支援課 TEL : 0436-23-9873 (直通)

(4) 有料老人ホーム

入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する事業を行う施設で、老人福祉施設等でないもの（老人福祉法第29条第1項）をいいます。

① 介護付き有料老人ホーム

特定施設入居者生活介護事業者の指定を受け、要介護認定者に対する介護サービスを有料老人ホーム自体が行う施設です。

介護保険のサービスが提供されるので、要介護となっても、そこで生活を続けられます。

② 住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要になった場合、入居者自らの選択により訪問介護等のサービスを利用することになります。有料老人ホーム自体は、介護サービスの提供を行いません。

比較的要介護度の低い方や要介護認定を受けていない方でも利用できます。

【費用】

個々の施設ごとに大きく異なります。

また、入居する本人の要介護度によっても異なりますので、施設へ直接お問い合わせください。

【参考】

有料老人ホームについての相談等はこちらへ

- ◆ 社団法人 全国有料老人ホーム協会
TEL : 0470-68-8111 (千葉県連絡協議会)
03-3548-1077 (入居相談専用)
- ◆ 千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課
TEL : 043-223-2350

(5) サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

【費用】

個々の住宅ごとに異なりますので、直接お問い合わせください。

【参考】

サービス付き高齢者向け住宅の問い合わせはこちらへ

- ◆ 一般社団法人 高齢者住宅協会
TEL：03-6867-8535
- ◆ 千葉県 県土整備部都市整備局 住宅課
TEL：043-223-3231

IV 介護保険サービス

介護や支援が必要になった場合、介護サービスを利用するには要介護（要支援）認定を受けることが必要です。具体的な認定や、手続きの流れは「介護保険サービスガイド」に紹介しています。

また、市原市内の介護サービス事業所については「ハートページ」に紹介しています。

これらの冊子は、ホームページや高齢者支援課、包括支援センターで配布していますので、ご確認ください。



ホームページはこちらからどうぞ！



V その他の福祉助成

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

肺炎球菌による肺炎の重症化と死亡のリスクを軽減させるために予防接種を行います。

【対象となる方】

過去に一度も23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない市原市民で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 接種日時点、65歳の方
- (2) 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方（身体障害者手帳1級程度）

【接種期間】

65歳の誕生日から66歳の誕生日の前日まで

【接種方法】

対象(1) 65歳の誕生日の翌月以降に必要な書類を送付します。

65歳の転入の方へ、はがきでお知らせします。

対象(2)の方は、保健センターへ電話で申込後、予診票等の書類一式を送付します。

その後、下記の必要なものを持参し、協力医療機関で接種します。予約が必要となる場合がありますので、事前に医療機関へ確認してください。

【必要なもの】

- ① 送付された予診票等の書類一式
- ② 健康保険証等の身分証明書
- ③ 対象(2)の方は、身体障害者手帳1級等のコピー（60歳以上65歳未満の方のみ）
- ④ 自己負担金 4,000円

※生活保護世帯及び市県民税非課税世帯の方は、下記のいずれかのコピーを持参すると無料で接種できます。

- ・令和6年度介護保険料額決定通知書（介護保険料所得段階区分が第1～3段階の方）
- ・介護保険負担限度額認定証
- ・世帯全員分の市県民税（所得・課税）証明書（所得のある世帯全員が非課税であることが記載されたもの）
- ・生活保護受給証明書

【接種できる医療機関】

市内の協力医療機関

※市外で接種希望の方は、保健センターへお問い合わせください。

【問い合わせ】

- ◆ 保健センター 予防係 TEL：0436-23-1187（代表）
FAX：0436-23-1295

● 熱中症を防ごう

熱中症は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

- ・扇風機やエアコンで温度をこまめに調節しましょう！
- ・天気のよい日は日陰の利用、こまめな休憩をしましょう！
- ・室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分・塩分などを補給しましょう！



● 防災行政無線の電話音声案内サービス（テレホンサービス）

防災行政無線からの放送が聞き取りにくい場合や、聞き逃した場合への対応として、電話（フリーダイヤル）により放送内容を確認できる電話音声案内サービス（テレホンサービス）を実施しております。

電話音声案内サービスの電話番号は、**0120-899-890**です。

（050 から始まる一部の IP 電話、衛星携帯電話などは利用できません。回線が込み合っている場合は「話中」になりますので、時間をおいてから、かけ直してください。）。

【問い合わせ】

◆ 危機管理課

TEL：0436-23-9823



この冊子は、市原市における高齢者福祉サービス等について紹介しています。

皆様が住み慣れた市原市で、いつまでもいきいきと暮らせるように、お役立てください。

上手にサービスを活用するためにも、お気軽にご相談ください。